

こすもす園指定通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人のじぎく福祉会が開設する、特別養護老人ホームこすもす園（以下「事業所」という。）が行う通所介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、こすもす園の生活相談員又は看護職員、介護職員等の従事者（以下「職員」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身状態の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 こすもす園
- 2 所在地 加古川市神野町神野136-8

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 1名

事業所職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも通所介護の提供に当たるものとする。又、管理者は、それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

生活相談員 2名以上

利用者とその家族に対して個別の援助、利用者状況の把握および各種サービス間との調整、通所介護利用者の教育的援助および問題解決、相談、家族介護者教室の開催、利用者関係の経理事務や行政等への報告書の作成を行う。

介護職員 5名以上

利用者に対しての直接的、間接的援助、利用者の送迎を行い、他事業間との連携および協力による利用者生活の向上および健康保持に努める。

看護職員 1名以上

利用者の健康管理、利用者の緊急時における医療機関との連絡及び受診介助等の対応、他事業間との連携による利用者の残存機能を活用したりハビリ援助、利用者の精神的ケア、利用者の医療処置を行う。

機能訓練指導員 1名以上

日常訓練を営むことに必要な機能維持および向上に努め、減退防止のための訓練を実施する。

(営業日及び営業時間)

第5条 こすもす園の営業日及び営業時間は、次のとおりとする

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、12月30日から1月3日は休業とする。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用人員)

第6条 こすもす園の利用人員は以下の通りとする。

33名

(指定通所介護の内容)

第7条 通所介護事業の内容は次のとおりとする。

- ア 入浴サービス
- イ 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- ウ 日常動作訓練
- エ 健康チェック
- オ 送迎
- カ 給食サービス

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

2 事業所は、前項の支払いを超える額その他、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。

ア 指定通所介護に通常要する時間を超える通所介護であつて、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サー

ビス基準額またはサービス費用基準額を超える費用

イ おむつ代

ウ 食費

エ 利用前日の午後5時30分までに利用中止の連絡がない時は、緊急又はやむを得ない場合を除き取消料として1,000円を徴収する。

オ 前号に掲げるもののほか、通所介護事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 次条の通常の事業の実施区域を超えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、交通費は次の額を徴収する。

実施区域を越えて	片道路程 5 km未満	100円
	5 km以上 10 km未満	200円
	以降5 km未満超える毎に	100円

4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（通常の事業の実施区域）

第9条 通常の事業の実施区域は、加古川市・稲美町・三木市別所町下石野とする

（衛生管理等）

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第11条 利用者は通所介護を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

1 入浴サービスの利用

（1）感染性の疾患をもつ利用者は医師の診断を必要とする。

（2）心臓病、高血圧、糖尿病等の疾患をもつ利用者は予めこすもす園に申し出る。

2 機能訓練室を利用する際の留意事項

（1）利用者は利用の際、通所介護従業者の付添いのもとで利用する。

3 送迎サービスを利用する際の留意事項

（1）利用者はこすもす園指定の場所にて送迎をうける。

（2）利用者は交通安全に留意する。

(緊急時等における対処方法)

第12条 職員は、通所介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 こすもす園は、火災、風水害、地震等非常災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 職員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(苦情処理)

第15条 こすもす園は、提供した通所介護事業に係る利用者からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(人格の尊重)

第16条 事業所は、当該事業を利用する利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った福祉サービスを提供しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

4 職員であったものは、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(暴力団等の影響の排除)

第18条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第19条 事業所は、その提供する利用福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業所は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(研修による計画的な人材育成)

第20条 事業所は、適切な福祉サービスが提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画を事業所の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第21条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を事業所に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 事業所は、利用者に対する福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

4 事業所は、利用者に対する福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(利用者の通所介護利用時の災害事故における責務)

第22条 利用者の災害事故等に備えて利用契約成立をもって賠償補償制度に加入するものとする。

(記録の整備)

第23条 事業所は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第24条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はこすもす園管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成12年 4月 1日より施行する。

平成13年 6月 1日 改正

平成16年 2月 1日 改正

平成17年10月 1日 改正

平成18年 4月 1日 改正

平成19年 7月25日 改正

平成24年 4月 1日 改正

平成24年 5月 1日 改正

平成30年 4月 1日 改正

平成31年 4月 1日 改正

令和 6年 4月 1日 改正

令和 7年 2月 1日 改正